

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月20日
【会社名】	イオンモール株式会社
【英訳名】	AEON Mall Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡崎 双一
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6450
【事務連絡者氏名】	専務取締役経財本部長 千葉 清一
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6733
【事務連絡者氏名】	専務取締役経財本部長 千葉 清一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,904,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月3日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年6月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年6月20日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、また、併せて記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものがあります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

4 新規発行による手取金の使途

(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注) 2 本募集とは別に、平成25年6月3日(月)開催の取締役会において、当社普通株式23,500,000株(引受人の買取引受けの対象株数22,660,000株及び海外販売(以下に定義する。)に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数840,000株)の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式2,500,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行います。

なお、一般募集においては、一般募集に係る株式数23,500,000株のうち6,500,000株が、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」という。)されます。海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成25年6月3日(月)付臨時報告書及び平成25年6月12日(水)(以下「発行価格等決定日」という。)に提出された当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注) 2 本募集とは別に、平成25年6月3日(月)開催の取締役会において、当社普通株式23,500,000株(引受人の買取引受けの対象株数22,660,000株及び海外販売(以下に定義する。)に関して引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数840,000株)の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式2,500,000株の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行います。

なお、一般募集においては、欧州を中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」という。)が行われましたが、海外販売に関して引受人に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式数が840,000株となったため、海外販売に係る株数は6,500,000株となり、一般募集に係る発行株式総数は23,500,000株となりました。海外販売の内容につきましては、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類 3 臨時報告書」に記載の平成25年6月3日(月)付臨時報告書並びに平成25年6月12日(水)(以下「発行価格等決定日」という。)及び平成25年6月20日(木)に提出された当該臨時報告書の訂正報告書の各記載内容をご参照下さい。

<後略>

4【新規発行による手取金の使途】

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限4,877,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額上限45,847,600,000円と合わせ、手取概算額合計上限50,724,600,000円について、平成27年2月期末までに全額を新設店舗の設備資金に充当する予定であります。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限4,877,000,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額45,847,600,000円と合わせ、手取概算額合計上限50,724,600,000円について、平成27年2月期末までに全額を新設店舗の設備資金に充当する予定であります。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 平成24年2月21日 至 平成25年2月28日）平成25年5月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月27日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期（自 平成24年2月21日 至 平成25年2月28日）平成25年5月24日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月27日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年6月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

（注）の全文削除

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年6月3日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 臨時報告書の訂正報告書）を平成25年6月12日及び平成25年6月20日に関東財務局長に提出